徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課感染症・疾病対策室 御中 (ご担当: 志摩様)

徳島県肝炎対策推進計画(案)に対する意見

平成25年1月8日

## 第1 はじめに

本計画案において徳島県における現状把握・分析については、県全体のウイルス肝炎死亡率や肝がん死亡率などの数値は把握されている。

そして、県内のウイルス肝炎による死亡率は、7.7で全国ワースト2位であるとの報告がなされており、その現状を改善するための推進計画でなければならない。

そのためには、よりきめ細やかな現状分析と具体的な数値目標、少なくとも 重点施策の策定が必要不可欠である。

# 第2 各論

1 「正しい知識の普及啓発」について

わが国において、ウイルス性肝炎が国民病といわれるほど蔓延している一つの原因として、集団予防接種における注射器等の連続使用があった。この点は、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働大臣)との間で締結した基本合意書においても、「集団予防接種等(予防接種及びツベルクリン反応検査)の実施に際し、注射器等(注射針及び注射筒等。以下同じ)の連続使用が行われたことにより、多数の被接種者にB型肝炎ウイルス感染の危険が生じ、国がその被害の発生・拡大を防止しなかったことにより、数十万人とも推計される方々に感染被害が生じた。」と記載され、それをうけた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第1条において「この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものである」と規定されたとおりである。

したがって、集団予防接種を受けた者であれば誰もがB型肝炎ウイルス感染の可能性があったということを、最初に普及啓発しなければならない。そうでなければ、肝炎に対する理解も進まないと思われる。

#### 2 「肝炎ウイルス検査の受検促進」について

検査態勢の整備及び受検勧奨の促進に関して数値目標が設定されていること は評価できる。しかし、その数値目標が本計画案の趣旨に沿っているかを検討 しなければならない。

まず、平成14年度以降の徳島県全体での検査受診者数は報告されている。 しかし、その受診者数が徳島県の人口に占める割合(年齢階層別の割合を含む) や二次医療圏ごとの受診者数・受診割合は明らかになっていない。

これらの点を明らかにすることによって、未受診者群の特徴を明らかにし、 重点的に検査を呼びかけることも可能になる。

なお、本計画案においては、「平成29年度までに22万件の検査を実施します」となっているが、これはB型とC型の検査数の合計であることからすれば、実質的には22万件の2分の1である11万人を検査の目標としていることになる。そして、平成24年度における徳島県の人口が約78万人であることからすれば、本目標は県民の約14%についてウイルス検査を実施するというものであり、県内のウイルス肝炎による死亡率が全国ワースト2位であることに鑑みれば設定目標が低いと評価せざるを得ない。

また,二次医療圏ごとの肝炎患者の割合が不明であることから,出張型検診などにより重点的に取り組まなければならない地域も明らかになっていないという問題点がある。

## 3 「肝疾患医療体制の整備」について

ウイルス検査受検勧奨の促進に関して数値目標を立てたことに対応して,ウイルス検査によって陽性と判断された者に対するフォローアップについても数値目標を掲げるべきである。ウイルス検査をすることが目的ではなく,ウイルス検査によって陽性と判断された者を早期に治療に結びつけることが目的だからである。

次に、地域肝炎治療コーディネーターの養成について、平成29年度までに200人を養成するとの計画を立てている。地域肝炎治療コーディネーターは肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられることを目標にしている。そうであれば、地域肝炎治療コーディネーターには、医療提供者からの視点だけでなく医療を受ける側からの視点も求められる。したがって、その養成カリキュラムにおいては、患者等から話を聞く機会を是非設けてもらいたい。例えば、岩手県においては、「地域肝疾患アドバイザー養成研修会」のカリキュラムとして患者会代表者が講師として講義を行っている。

また、肝炎治療体制として平成29年度までに肝疾患専門医療機関又は肝炎 検査委託医療機関を100カ所整備するとの計画になっている。

しかし、二次医療圏ごとの整備計画が明らかになっていない。「県内全域で・・・専門医療が受けられる体制を整備」するためにはどの地域に患者数が多

いかを把握した上でその地域に肝疾患専門医療機関等を配置しなければならないし、また県内のどの地域においても適切な医療が受けられるように二次医療圏ごとの計画を策定すべきである。

## 4 その他

本計画案は、肝炎対策基本法、及び肝炎対策基本法をうけた肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づき策定されるものである。そして、肝炎対策の推進に関する基本的な指針においては、「第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項」として、「肝炎患者等及びその家族に対する支援の強化及び充実」や「肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方」が規定されている。すなわち、肝炎対策としては、医療体制だけでなく医療以外の支援も求められているのである。しかるに本計画案においては、医療体制以外の項目については皆無である。肝炎対策については、身体障害者手帳の交付等の福祉の観点からの支援体制が必要不可欠であり、この点についても計画を策定すべきである。

以上